

都道府県・政令指定都市名	04 宮城県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部共同参画社会推進課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 3 人、兼任 5 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	宮城県男女共同参画施策推進本部
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1999年7月1日 根拠: 男女共同参画施策推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	宮城県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年8月1日
構 成 員	12 人 (女性 9 人、男性 3 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月		
名 称	宮城県男女共同参画基本計画(第4次)		
改定・見直しの予定時期	2026年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	宮城県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2001年7月5日
	施 行 日 (西 暦)	2001年8月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2003年4月1日
	改 正 内 容	基本計画を策定及び変更、廃止するにあたり、「議会の議決を経なければならない」と改めた。
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	45 %		
根 拠	「宮城県男女共同参画基本計画(第4次)」(令和3年3月策定)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律、条例及び要綱等に基づき設置される審議会等(開催が不定期・臨時的なものを除く。委員数の算定基礎から充て職を除く。)				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(112)うち女性委員を含む審議会等数(106)	延総委員等数(1,307)	延女性委員等数(508) 女性比率(38.9)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(146)うち女性委員を含む審議会等数(111)	延総委員等数(1,680)	延女性委員等数(571) 女性比率(34.0)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(40)うち女性委員を含む審議会等数(40)	延総委員等数(838)	延女性委員等数(268) 女性比率(32.0)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(99)うち女性委員を含む審議会等数(66)	延総委員等数(67)	延女性委員等数(11) 女性比率(16.4)
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	156 人	(2023 年 7 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1
	そ の 他	[]			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳											
	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
				(人)	うち女性数	女性比率(%)	(人)	うち女性数	女性比率(%)	(人)	うち女性数	女性比率(%)	
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)	(%)	(G)	(H)	(%)	
本庁	計	427	42	9.8	19	1	5.3	68	3	4.4	340	38	11.2
	うち一般行政職	364	40	11.0	17	1	5.9	54	3	5.6	293	36	12.3
支庁・地方事務所等	計	425	45	10.6	11	0	0.0	49	4	8.2	365	41	11.2
	うち一般行政職	303	24	7.9	11	0	0.0	32	2	6.3	260	22	8.5
全体	計	852	87	10.2	30	1	3.3	117	7	6.0	705	79	11.2
	うち一般行政職	667	64	9.6	28	1	3.6	86	5	5.8	553	58	10.5
再掲	警察関係	108	3	2.8	2	0	0.0	25	1	4.0	81	2	2.5
	教育委員会	105	20	19.0	0	0		10	2	20.0	95	18	18.9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	838	206	24.6	1,325
	うち一般行政職	633	189	29.9	871	281	32.3
支庁・地方事務所等	計	1,445	390	27.0	1,705	533	31.3
	うち一般行政職	1,063	291	27.4	867	365	42.1
全体	計	2,283	596	26.1	3,030	847	28.0
	うち一般行政職	1,696	480	28.3	1,738	646	37.2
再掲	警察関係	426	39	9.2	1,185	148	12.5
	教育委員会	481	187	38.9	360	208	57.8

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	89	15	16.9	119	32	26.9	196
	うち一般行政職	83	11	13.3	106	31	29.2	180	59	32.8
支庁・地方事務所等	計	88	15	17.0	186	50	26.9	188	75	39.9
	うち一般行政職	69	8	11.6	141	43	30.5	98	55	56.1
全体	計	177	30	16.9	305	82	26.9	384	140	36.5
	うち一般行政職	152	19	12.5	247	74	30.0	278	114	41.0
再掲	警察関係	3	0	0.0	58	7	12.1	83	20	24.1
	教育委員会	12	5	41.7	25	15	60.0	39	22	56.4

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎	○		○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎	○		○	
係長相当職	○		○			○	◎	○		○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	2,589	326	12.6
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	454	136	30.0
うち上級	210	71	33.8
うち一般行政職	256	82	32.0
うち上級	97	37	38.1
うち警察関係	143	25	17.5
うち上級	78	12	15.4

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	
	(1)宮城県職員旧姓使用取扱要綱 (2)宮城県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 (3)宮城県警察職員旧姓使用事務取扱要綱
該当部分の条文(本文)	(1)宮城県職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、知事の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (2)宮城県教育庁等職員旧姓使用取扱要綱 (承認)第3条 職員は、教育長の承認を受けて旧姓を使用することができる。 (3)宮城県警察職員旧姓使用事務取扱要綱 2 旧姓使用の方針等 (1) 旧姓使用の方針 本県警察において、職員が改姓に当たり、旧姓使用の申出を行った場合には、原則としてこれを認めることとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性数(人)	女性比率(%)		女性数(人)	女性比率(%)
97	13	13.4	19	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称			愛称・通称		
設置年月日(西暦)			施設形態	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号： 住 所： 電話番号： FAX番号： ホームページ：				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	人	予算額 2023年度 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	1. 広報啓発(主な事項：) 2. 講座(主な事項：) 3. 相談事業(主な事項：) 4. 情報収集・提供(主な事項：) 5. 苦情処理(主な事項：) 6. 交流促進(主な事項：) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項：) 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)			出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 宮城県各種女性団体連絡協議会 2. 無 名称等：	加盟団体数	6	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	6,119	
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容： 女性大会(大会決議、表彰、講演))				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名称：) 概要：) 7. その他 (内容：)			
--	--	--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 (内容： (1)育児・介護に係る両立支援制度及び男性による主体的な家庭参画等を説明したわかりやすい資料を電子掲示板に掲載し、いつでも職員が学べるようにしている。 (2)eラーニング研修の受講対象者に産前・産後休暇、育児休業取得中の職員を含めることで、自主研修に取り組みやすい環境を作っている。)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	51,075	53,036	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
					1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目								
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目								
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)								
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)								
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組							○	
⑩ 短時間正社員制度の導入								
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組								
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)								
⑬ その他								

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	女性のチカラを活かす企業認証制度(4, 6, 7, 10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	いきいき男女・にこにこ子育て応援企業表彰(4, 6, 7, 8, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	みやぎの女性活躍促進連携会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画パネルキャラバン ・ 県広報誌及びパンフレット等による広報啓発 ・ 女性応援ポータルサイト「ずうっと宮城」	宮城県立図書館及び宮城県行政庁舎にて、男女共同参画を普及啓発するパネルを男女共同参画週間等の行事に合わせて展示するもの。 みやぎの男女共同参画情報「とらい・あぐるニュース」、県広報誌「みやぎ県政だより」(隔年発行)にて、広く県民への周知を図る。 若年女性が県内で就職する際に参考となる、県内で活躍する女性や女性活躍を推進する県内企業等を紹介するサイトの運営		通年 通年
2. 表彰 ・ 「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」宮城県知事表彰	女性の活躍促進や子育て等との両立支援に積極的な取組を行っている企業を表彰するもの。	最優秀賞1社、優秀賞3社	令和6年1月頃
3. 講座 ・ 男女共同参画に関する講座	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画をはじめ、女性活躍、WLB、イクボス、アンコンシャスバイアス等の講座を県内各地で開催し、普及啓発を図る。(計19回)	1020人	通年
4. 相談事業 ・ みやぎ男女共同参画相談室	男女共同参画に関する苦情、各種相談に男女共同参画相談員が電話または面接(予約)で応じる。		通年
5. 情報収集・提供 ・ インターネットによる情報提供	男女共同参画に関する国や関係機関等の情報収集をし、県のホームページに掲載。		通年
6. 苦情処理 ・ みやぎ男女共同参画相談室(再掲)	男女共同参画に関する苦情、各種相談に男女共同参画相談員が電話または面接(予約)で応じる。		通年
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 女性のチカラを活かす企業認証制度	女性の登用等、一定基準を満たす企業を認証する。		通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ みやぎの女性活躍促進連携会議	女性の活躍による地域経済の活性化等のため、県内の経済団体、関係団体、行政等が連携・協力し、一体となって女性の活躍しやすい環境の整備を推進するための普及啓発事業(女性の活躍推進に向けた取組宣言・各種イベント開催等)を実施する。		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	宮城県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	宮城県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名	宮城県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	2		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		
	その他やむを得ない事由		

議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	○
規 則 名	宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>(責務)</p> <p>第二条 議員は、自らに重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、かりそめにも県民の非難を受けることのないよう政治倫理の向上に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行行使させることのないよう努めなければならない。</p> <p>3 会派は、議員が県民の負託と信頼にこたえるため、次条に規定する行為規範を遵守した活動ができるよう支援に努めなければならない。</p> <p>(行為規範)</p> <p>第三条 議員は、次の各号に掲げる行為規範を遵守しなければならない。</p> <p>一 議員は、自らの行動を厳しく律するとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。</p> <p>二 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、公正な選挙活動及び清廉な政治活動を行い、自らの使命の達成に努めること。</p> <p>三 議員は、県民全体の福祉の向上を目指して行動することを本旨とし、特定の利益を求め、公共の利益を損なうことのないよう努めること。</p> <p>四 議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより公務員の公正な職務遂行を妨げるなど、不正な行為をしないこと。</p> <p>五 議員は、公職にある者としての責任と自覚を持つとともに、地位を利用し、かつ職務の適正な範囲を超えた言動、性的な言動、名誉若しくは社会的信用を失墜させる目的で特定の者を誹謗中傷する言動又は情報発信その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p> <p>2 議員は、前項各号の行為規範に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を明確にしなければならない。</p>	
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1
規 則 名	・宮城県議会議員旧姓使用取扱要綱 ・宮城県議会議員通称使用取扱要綱	
条文本文		
<p>・宮城県議会議員旧姓使用取扱要綱 (承認)</p> <p>第二条 議員は、議長承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。</p> <p>(別表)</p> <p>1 履歴に関する届出書類 2 身分証明書 3 辞職届 4 議員報酬・期末手当・費用弁償の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 叙勲等の表彰の申請 7 在職証明書等各種証明書 8 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書 9 その他、旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの</p> <p>・宮城県議会議員通称使用取扱要綱 (使用の承認)</p> <p>第二条 議員は、議長承認を受けて、別表に掲げる事項を除き、通称を使用することができる。</p> <p>(別表)</p> <p>1 履歴に関する届出書類 2 身分証明書 3 辞職届 4 議員報酬・期末手当・費用弁償の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 叙勲等の表彰の申請 7 在職証明書等各種証明書 8 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書 9 その他、旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの</p>		
政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) []
計画、指針名	宮城県地域防災計画
該当部分の規定	地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年11月21日	~	2025年11月20日
副知事				2人	(女性 0人、男性 2人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	60	16	26.7	
	都道府県防災会議(委員のみ)	59	16	27.1	
内訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者	2	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	16	0	0.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	17	15	88.2	
2	国土利用計画地方審議会	13	7	53.8	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	22	2	9.1	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	30	10	33.3	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	38	10	26.3	
7	精神医療審査会	19	2	10.5	
8	都道府県生活衛生適正化審議会				案件の都度任命
9	都道府県医療審議会	19	5	26.3	
10	准看護師試験委員会	5	3	60.0	
11	麻薬中毒審査会				案件の都度任命
12	地方社会福祉審議会	47	13	27.7	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	7	36.8	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	4	36.4	
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	11	5	45.5	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	3	20.0	
	19 建築審査会	7	1	14.3	
	20 都道府県建築士審査会	6	1	16.7	
	21 都道府県都市計画審議会	20	6	30.0	
	22 開発審査会	7	5	71.4	
	23 私立学校審議会	13	3	23.1	
	24 石油コンビナート等防災本部	33	2	6.1	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	23	3	13.0	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	18	9	50.0	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	12	4	33.3	宮城県感染症診査協議会
	34 警察署協議会	174	83	47.7	
	35 土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	宮城県事業認定審議会
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	1	20.0	宮城県個人情報保護審査会(条例設置機関)
	37 都道府県国民保護協議会	65	15	23.1	
	38 地方独立行政法人評価委員会	7	4	57.1	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	宮城県公益認定等委員会
	43 後期高齢者医療審査会	7	4	57.1	
	44 留置施設視察委員会	5	1	20.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	24	2	8.3	宮城県指定難病等及び蔓延性意識障害対策協議会(条例設置機関)
×	47 小児慢性特定疾病審査会				
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
	49 地域医療対策協議会	17	1	5.9	
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	6	3	50.0	
	51 地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	8	2	25.0	項38の審議会

52	公立大学法人宮城大学評価委員会	6	2	33.3	項38の審議会
53					
54					
合 計		838	268	32.0	
女性委員0の審議会数		0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	14	4	28.6	
7	収用委員会	7	0	0.0	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
合 計		67	11	16.4	
女性委員0の委員会数		3			